

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(八件)……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課・街路計画課)……………
- 東京都土地利用基本計画の変更……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………
- 土地区画整理事業の事業計画の変更(二件)……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 昭和五十一年東京都告示第六百七十四号(大気汚染防止法の規定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準)の一部改正……………(環境局環境改善部計画課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部計画課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………

告示 (内水漁管)

- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………
- 平成二十八年度第五種共同漁業の増殖方法等……………

公告

- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の範囲の変更(二件)……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 平成二十八年度調理師試験の実施……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………
- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………

告示

●東京都告示第三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画の種類……………追加する部分
- 東京都市計画都市再生特別地区……………中央区京橋一丁目地区(京橋一丁目東地区)
- 二 関係図書の縦覧……………東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第三百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都市計画の種類……………追加する部分
- 東京都市計画用途地域……………削除する部分
- 第一種低層住居専用地域……………中野区大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、豊島区長崎五丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各地方内
- 第一種中高層住居専用地域……………追加する部分
- 豊島区長崎五丁目、練馬区西大泉二丁目及び西大泉五丁目各地方内
- 削除する部分……………中野区大和町一丁目、豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋三丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、長崎一丁目、長崎四丁目、長崎五丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各地方内
- 変更する部分……………豊島区長崎一丁目、長崎二丁目、長崎三丁目、長崎四丁目及び長崎五丁目各地方内

第一種住居地 追加する部分

豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目、駒込六丁目、駒込七丁目、練馬区西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉五丁目及び大泉学園町二丁目各地方内

削除する部分

豊島区池袋本町一丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目及び北区中十条三丁目各地方内

変更する部分

練馬区西大泉二丁目及び西大泉三丁目各地方内

近隣商業地域 追加する部分

中野区大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目、上池袋三丁目、上池袋四丁目、巢鴨五丁目、長崎一丁目、長崎四丁目、長崎五丁目及び北区中十条三丁目各地方内

変更する部分

豊島区池袋本町一丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、池袋本町四丁目及び上池袋四丁目各地方内

商業地域 変更する部分

千代田区大手町一丁目地内

準工業地域 削除する部分

豊島区池袋本町三丁目、池袋本町四丁目及び上池袋四丁目各地方内
変更する部分
墨田区向島四丁目、向島五丁目、

二 関係図書の縦覧 場所

東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)並びに千代田区役所、墨田区役所、中野区役所、豊島区役所、北区役所及び練馬区役所
東向島一丁目、東向島二丁目、東向島三丁目、東向島四丁目、東向島五丁目、東向島六丁目、堤通一丁目、堤通二丁目、墨田一丁目、墨田二丁目、墨田四丁目、墨田五丁目、押上二丁目、押上三丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、文花一丁目、文花二丁目、文花三丁目、八広一丁目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁目、八広五丁目、八広六丁目、立花一丁目、立花二丁目、立花三丁目、立花四丁目、立花五丁目、立花六丁目及び豊島区池袋本町三丁目各地方内

●東京都告示第三百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成二十八年三月七日

一 都市計画の種類 東京都知事 外 添 要 一

都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区計画
両国駅北口地 変更する部分
区地区計画
墨田区横網一丁目地内

二 関係図書の縦覧 場所

東京都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び墨田区役所

●東京都告示第三百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
平成二十八年三月七日

一 都市計画の種類 東京都知事 外 添 要 一

都市計画を定める土地の区域
都市高速道路 追加する部分
第一号線
大田区羽田二丁目及び羽田三丁目各地方内
変更する部分

大田区羽田一丁目、羽田二丁目、羽田三丁目、羽田四丁目、東糀谷三丁目、東糀谷四丁目、東糀谷六丁目、羽田旭町、羽田空港一丁目、大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島一丁目、昭和島二丁目、平和島一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島四丁目、品川区勝島一丁目、勝島二丁目、勝島三丁目、南大井二丁目、南大井三丁目、東大井一丁目、東品川二丁目、港区港南三丁目、港南四丁目、海岸一丁目、海岸二丁目、海岸三丁目、東新橋一丁目、中央区浜離宮庭園、

銀座一丁目、銀座三丁目、銀座三丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、築地一丁目、築地四丁目、築地五丁目、新富一丁目、新富二丁目、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、日本橋四丁目、日本橋五丁目、日本橋六丁目、日本橋七丁目、日本橋八丁目、日本橋九丁目、日本橋十丁目、日本橋十一丁目、日本橋十二丁目、日本橋十三丁目、日本橋十四丁目、日本橋十五丁目、日本橋十六丁目、日本橋十七丁目、日本橋十八丁目、日本橋十九丁目、日本橋二十丁目、日本橋二十一丁目、日本橋二十二丁目、日本橋二十三丁目、日本橋二十四丁目、日本橋二十五丁目、日本橋二十六丁目、日本橋二十七丁目、日本橋二十八丁目、日本橋二十九丁目、日本橋三十丁目、日本橋三十一丁目、日本橋三十二丁目、日本橋三十三丁目、日本橋三十四丁目、日本橋三十五丁目、日本橋三十六丁目、日本橋三十七丁目、日本橋三十八丁目、日本橋三十九丁目、日本橋四十丁目、日本橋四十一丁目、日本橋四十二丁目、日本橋四十三丁目、日本橋四十四丁目、日本橋四十五丁目、日本橋四十六丁目、日本橋四十七丁目、日本橋四十八丁目、日本橋四十九丁目、日本橋五十丁目、日本橋五十一丁目、日本橋五十二丁目、日本橋五十三丁目、日本橋五十四丁目、日本橋五十五丁目、日本橋五十六丁目、日本橋五十七丁目、日本橋五十八丁目、日本橋五十九丁目、日本橋六十丁目、日本橋六十一丁目、日本橋六十二丁目、日本橋六十三丁目、日本橋六十四丁目、日本橋六十五丁目、日本橋六十六丁目、日本橋六十七丁目、日本橋六十八丁目、日本橋六十九丁目、日本橋七十丁目、日本橋七十一丁目、日本橋七十二丁目、日本橋七十三丁目、日本橋七十四丁目、日本橋七十五丁目、日本橋七十六丁目、日本橋七十七丁目、日本橋七十八丁目、日本橋七十九丁目、日本橋八十丁目、日本橋八十一丁目、日本橋八十二丁目、日本橋八十三丁目、日本橋八十四丁目、日本橋八十五丁目、日本橋八十六丁目、日本橋八十七丁目、日本橋八十八丁目、日本橋八十九丁目、日本橋九十丁目、日本橋九十一丁目、日本橋九十二丁目、日本橋九十三丁目、日本橋九十四丁目、日本橋九十五丁目、日本橋九十六丁目、日本橋九十七丁目、日本橋九十八丁目、日本橋九十九丁目、日本橋百丁目

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類
東京都計画道路

都市高速道路
第三号線

追加する部分

世田谷区三軒茶屋一丁目、太子堂一丁目、太子堂二丁目、三宿一丁目、池尻二丁目、池尻三丁目及び目黒区大橋二丁目各各地内
変更する部分
世田谷区大蔵四丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目、岡本一丁目、岡本三丁目、砧公園、瀬田五丁目、上用賀五丁目、上用賀二丁目、上用賀四丁目、桜新町一丁目、新町二丁目、駒沢三丁目、駒沢三丁目、駒沢四丁目、上馬二丁目、上馬四丁目、三軒茶屋一丁目、三軒茶屋二丁目、太子堂一丁目、太子堂二丁目、三宿一丁目、池尻二丁目、池尻三丁目、目黒区大橋二丁目、青葉台四丁目、渋谷区神泉町、円山町、道玄坂一丁目、渋谷二丁目、渋谷四丁目、港区南青山六丁目、西麻布一丁目、西麻布二丁目、西麻布三丁目、西麻布四丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目、六本木七丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、千代田区永田町一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目及び準町各各地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類
東京都計画道路

幹線街路補助
線街路第二十
六号線

追加する部分
世田谷区代沢一丁目、北沢一丁目
及び目黒区駒場四丁目各各地内
削除する部分
世田谷区代沢一丁目、北沢一丁目
及び目黒区駒場四丁目各各地内

二 関係図書の縦覧
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類
東京都計画道路

幹線街路補助
線街路第五十
二号線
世田谷区成城四丁目、成城五丁目
及び成城八丁目各地内

削除する部分

変更する部分
渋谷区神泉町、目黒区青葉台四丁目、駒場一丁目、駒場二丁目、大橋二丁目、世田谷区代沢一丁目、代沢三丁目、代沢四丁目、池尻四丁目、三宿二丁目、太子堂三丁目、太子堂五丁目、代田一丁目、若林二丁目、若林五丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、宮坂一丁目、宮坂二丁目、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、船橋一丁目、船橋三丁目、桜丘五丁目、千歳台一丁目、祖師谷一丁目、祖師谷三丁目、祖師谷四丁目、成城六丁目及び成城七丁目各地内

●東京都告示第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一
一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都計画都 市高速鉄道

東武鉄道伊勢
崎線
追加する部分
墨田区押上一丁目、押上二丁目及び向島一丁目各地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二
十一階北側）

●東京都告示第三百四十八号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同法第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。
平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

東京都土地利用基本計画変更の要旨
大田区における都市地域の一部を変更した。
あきる野市における農業地域の一部を変更した。
八王子市、町田市、あきる野市、檜原村及び奥多摩町における森林地域の一部を変更した。

●東京都告示第三百四十九号

東京都計画事業汐留土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同法第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 土地区画整理事業の名称
東京都計画事業汐留土地区画整理事業

二 事務所所在地
足立区千住東二丁目十番十号 東京都第二区画整理事務所内

三 事業計画の決定の年月日
平成七年三月七日

四 事業施行期間
平成七年三月七日から平成二十八年三月三十一日まで

五 変更の内容
事務所所在地を中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所内に変更する。

六 変更の年月日
平成二十八年三月七日

●東京都告示第三百五十号

東京都計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同法第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 土地区画整理事業の名称
東京都計画事業田端二丁目付近土地区画整理事業
事務所所在地
足立区千住東二丁目十番十号 東京都第二区画整理事務所内

務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十年二月十六日

四 事業施行期間

平成十年二月十六日から平成二十八年三月三十一日まで

で

五 変更の内容

事務所の所在地を中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所内に変更する。

事業施行期間を平成三十四年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

平成二十八年三月七日

●東京都告示第三百五十一号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第五条

の二第一項及び第三項の規定に基づき、昭和五十一年東京都告示第六百七十四号(大気汚染防止法の規定に基づく硫酸化物に係る総量規制基準)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

別表第二備考一中「第二条第二項」を「第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業者の設置する」を「発電事業の用に供する発電用の電気工作物(同項第十八号に規定するものをいう。)(が設置された)」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百五十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

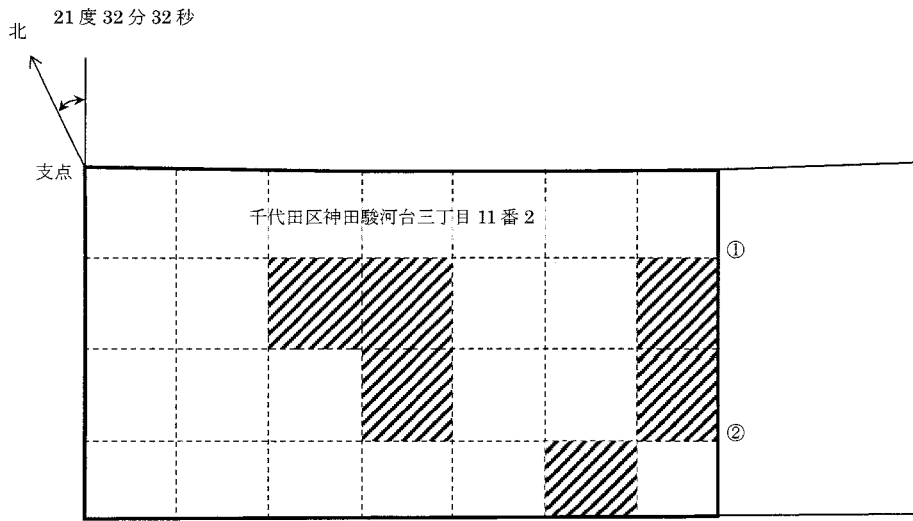
平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田駿河台三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界・筆境界
- 調査対象範囲
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、千代田区神田駿河台三丁目11番2の最北端とする。

【支点からの距離】

地点名	X方向の距離(m)	Y方向の距離(m)
①	68.76	10.00
②	68.76	30.00

【格子の回転角度 (21度 32分 32秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百五十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舩添 要一

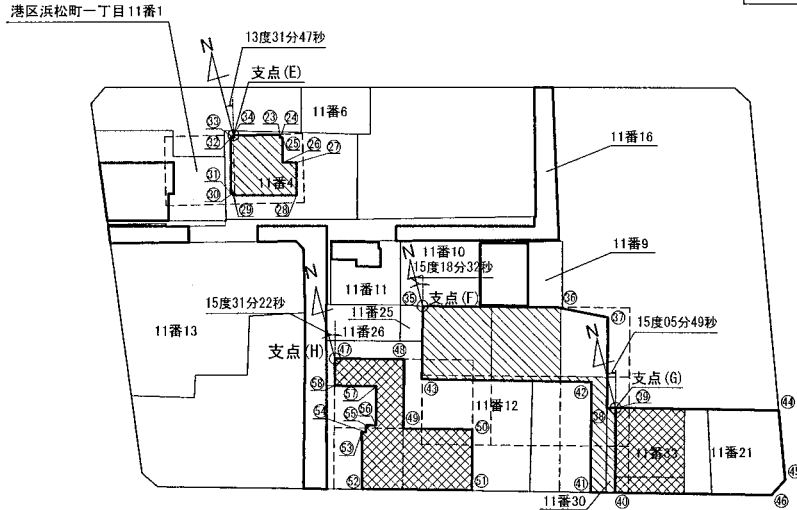
一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 形質変更時要届出区域 (この告示で指定を解除する区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第954号で指定した区域)
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 調査範囲

【支 点】

支点は、調査範囲の最北端とし、それぞれの地点の座標を下表に示す。

支点名	E	F	G	H
X	-37738.882	-37769.7281	-37791.0663	-37773.7707
Y	-6896.687	-6876.5774	-6853.3645	-6890.7871

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示し、それぞれの格子の回転角度を下表に示す。

支点名	E	F	G	H
角 度	13度31分47秒	15度18分32秒	15度05分49秒	15度31分22秒

【座標値一覧表】

測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標	測点名	X座標	Y座標
23	-37740.6091	-6890.1573	32	-37739.113	-6897.108	41	-37801.9253	-6860.0262	50	-37789.7584	-6874.1928
24	-37740.9388	-6890.2445	33	-37739.2052	-6896.7769	42	-37786.5466	-6855.7587	51	-37797.2433	-6876.5495
25	-37741.031	-6889.896	34	-37738.882	-6896.687	43	-37779.8686	-6879.4188	52	-37793.0303	-6891.808
26	-37744.5539	-6890.8278	35	-37769.7281	-6876.5774	44	-37797.4371	-6830.5858	53	-37785.0269	-6889.7411
27	-37745.063	-6889.903	36	-37774.8417	-6857.8968	45	-37807.3451	-6832.2541	54	-37785.1692	-6889.1919
28	-37749.6395	-6890.1135	37	-37778.1582	-6851.0607	46	-37808.9551	-6834.7861	55	-37784.2328	-6888.9289
29	-37747.3062	-6898.9349	38	-37790.7554	-6854.5687	47	-37773.7707	-6890.7871	56	-37784.6117	-6887.5106
30	-37746.974	-6898.847	39	-37791.0663	-6853.3645	48	-37776.4469	-6881.1518	57	-37779.1891	-6896.0026
31	-37746.878	-6899.202	40	-37802.8922	-6856.5547	49	-37786.0822	-6883.828	58	-37777.5663	-6891.8413

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成13年法律第53号）附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第三百五十四号

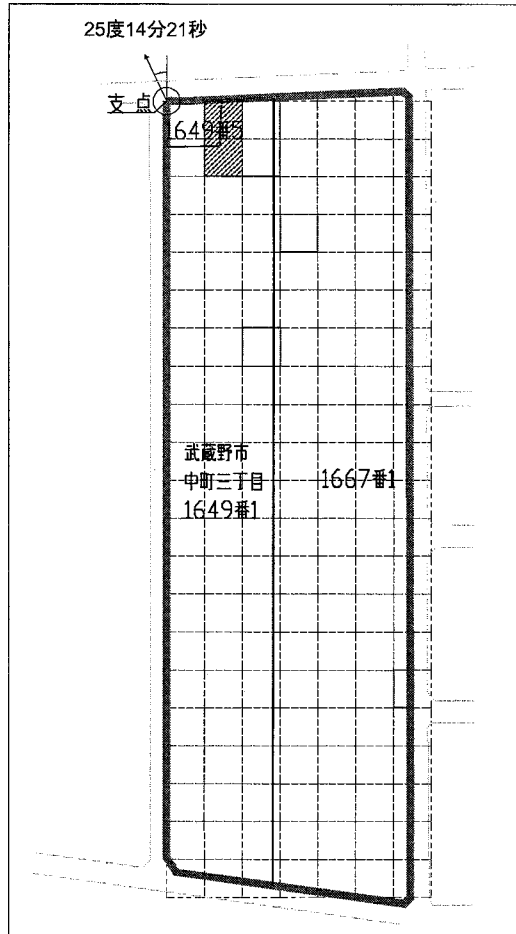
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千六百九十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舩 添 要 一

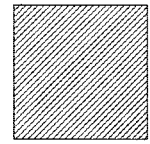
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（武蔵野市中町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【 凡例 】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界



この告示により
指定を解除する
区域

【 支 点 】

支点は、武蔵野市中町三丁目
1649番5の最北端とする。

【 格子の回転角度(25度14分21秒) 】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 府中町田

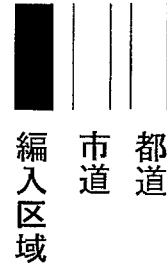
二 供用開始の区間 町田市大蔵町字堰口千五百二十三番
二地内

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

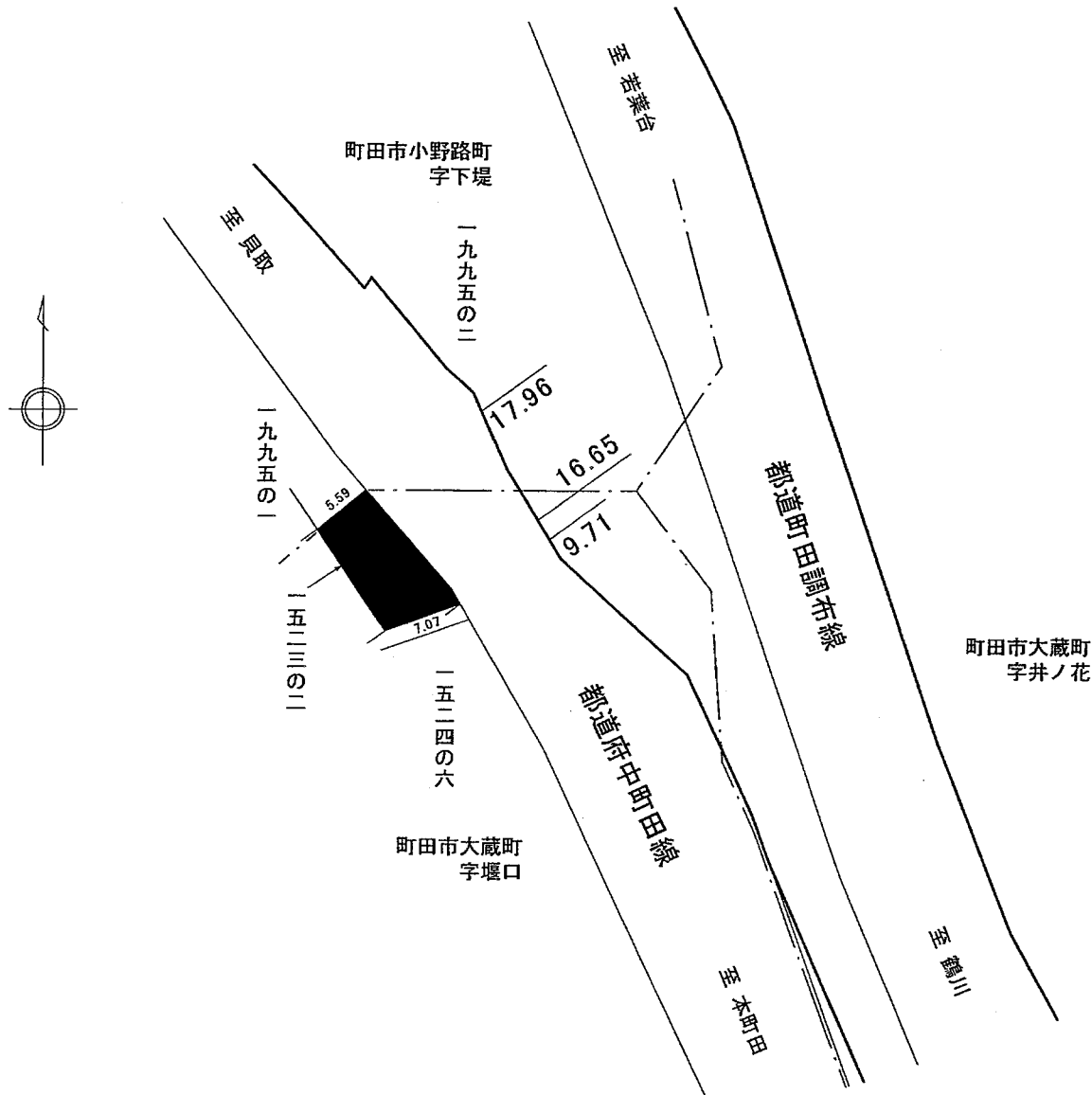
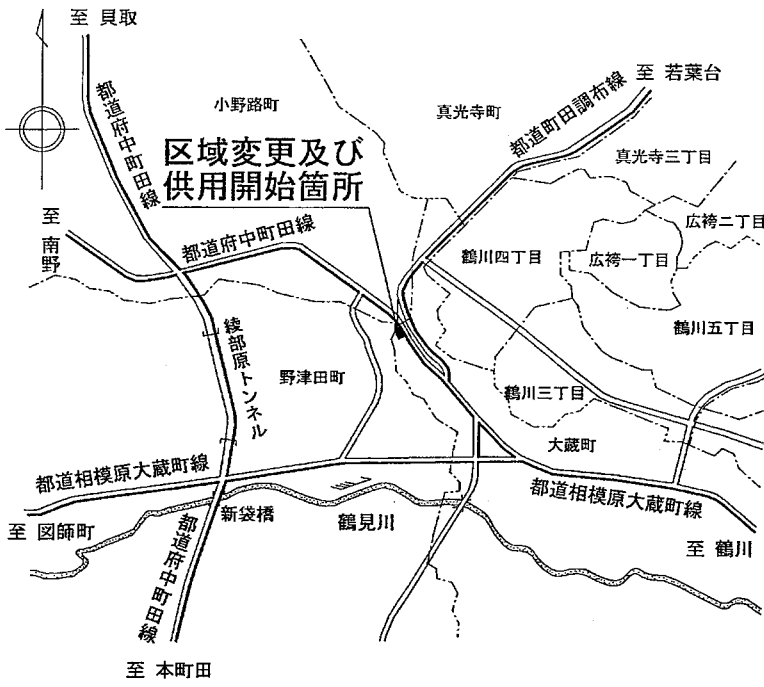
四 供用開始の期日 平成二十八年三月七日

別図

都道府中町田線供用開始略図
町田市大蔵町地内



延長 一三・〇三メートル
面積 七五・一一平方メートル



告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

平成二十八年三月七日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この指示の有効期間は、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

平成二十八年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十八年三月七日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考	
青橋町御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第1号	あゆ	2,100 kg	10~30 g			
		にじます	8,530 kg	100 g			
		やまめ	3,875 kg	100 g			
		稚魚	180,000 尾	2 g			
		卵	180,000 粒				
西多摩郡奥多摩町 氷川1783番地 氷川漁業協同組合	内共第1号	いわな	155 kg	100 g			
		卵	10,000 粒				
		こい				13箇所	
		あな	25 kg	50 g			
		つぐい				13箇所 (1箇所10㎡以上)	
青橋町御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	10~30 g			
		にじます	600 kg	100 g			
		やまめ	200 kg	100 g			
		こい				3箇所	
		あな	5 kg	50 g			
あきる野市農沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	3,050 kg	5~15 g			
		にじます	950 kg	40 g			
		やまめ	1,500 kg	100 g			
		稚魚	50,000 尾	90 g			
		卵	131,500 粒	2 g			
		こい				18箇所	
		あな	200 kg	10~30 g			
		つぐい				105箇所 (1箇所10㎡以上)	
		おしゆわ					
		うなぎ	75 kg	25~50 g			
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	320 kg	20~30 g			
		こい				30箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あな	220 kg	200 g			
		つぐい	150 kg	50 g			
		こい				8箇所 (1箇所10㎡以上)	
		おしゆわ					
		うなぎ	40 kg	25~50 g			
		あゆ	40 kg	20~30 g			
		こい				5箇所	
		あな	220 kg	200 g			
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	40 kg	25~50 g			
		こい				6箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あな	150 kg	50 g			
		つぐい					
		おしゆわ					
		うなぎ	40 kg	20~30 g			
		あゆ	40 kg	20~30 g			
		にじます	1,124 kg	80 g			
		やまめ	85 kg	1,700 g			
		稚魚	200 kg	100 g			
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	こい				4箇所	
		あな	80 kg	200 g			
		つぐい				10箇所 (1箇所10㎡以上)	
		うなぎ	20 kg	25~50 g			
		かじか				5箇所 (1箇所10㎡以上)	

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考	
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじます	600 kg	100 g			
		やまめ	150 kg	100 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
		卵	10,000 粒				
		いわな	225 kg	150 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
		つぐい				1箇所 (1箇所10㎡以上)	
		にじます	100 kg	100 g			
		やまめ	50 kg	100 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
内共第10号	いわな	75 kg	150 g				
	稚魚	10,000 尾	2 g				
	つぐい				1箇所 (1箇所10㎡以上)		
	やまめ	10,000 尾	2 g				
	卵	10,000 粒					
内共第15号	いわな	10,000 尾	2 g				
	稚魚	10,000 尾	2 g				
	こい						
	あな	0 尾	25 g				
	うなぎ	500 kg	25 g				
内共第11号	こい	0 尾	25~50 g				
	あな						
	うなぎ	1,400 kg	25 g				

注 このについては、コヘルヘルウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会議決第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

産卵場造成4箇所

公 告

東京都日影による中高層建築物の高さの制限
に関する条例第三条に規定する区域の範囲の
変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条
例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）第三条の規定に
基づき、同条例別表第三の区域欄に掲げる区域のうち、町
又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、
次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 変更する区域

中野区大和町一丁目、大和町二丁目、
大和町三丁目及び大和町四丁目の各
地内

二 変更年月日

平成二十八年三月七日

三 縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築
企画課（東京都庁第二本庁舎三階南
側）

東京都日影による中高層建築物の高さの制限
に関する条例第三条に規定する区域の範囲の
変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条
例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）第三条の規定に
基づき、同条例別表第三の区域欄に掲げる区域のうち、町
又は字の地内の区域について、その範囲を変更したので、
次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 変更する区域

北区中十条二丁目及び中十条三丁目
の各地内

二 変更年月日

平成二十八年三月七日

三 縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築
企画課（東京都庁第二本庁舎三階南
側）

平成二十八年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の二
第一項の規定により、平成二十八年度東京都調理師試験を
次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項
の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わ
せる。

平成二十八年三月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験実施の期日及び時間

平成二十八年十月八日（土曜日）

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

第一会場 東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁
目八番一号）

第二会場 武蔵野調理師専門学校（豊島区南池袋三丁
目十二番五号）

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五
十七条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）に
よる国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令
（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二
年の課程を終わった者又は調理師法施行規則（昭和
三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定に
よりこれらの者と同等以上の学力があると認められ
る者

(二) 職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上
（原則週四日以上かつ一日六時間以上）調理業務に従
事した者

四 受験申込手続

(一) 一般郵送受付

平成二十八年五月十六日（月曜日）から同年六月二
十七日（月曜日）まで（同日消印有効）

中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル
五階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

宛

(二) 団体窓口受付（五名以上 要電話連絡）

平成二十八年五月十六日（月曜日）から同年六月二
十七日（月曜日）までの平日の午前九時から午後五時
まで

公益社団法人調理技術技能センター

五 合格発表

平成二十八年十一月三十日(水曜日)

六 試験手数料

六千三百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日(午前九時から午後五時まで)

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日(午前九時三十分から午後六時三十分まで)

東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三(三六六七) 一八一五

ホームページ <http://www.chouri-ggc.or.jp/>

争議行為の予告について

中野運輸株式会社代表取締役松原軍次から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十六日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

自治労・公共サービス清掃労働組合中野支部の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月八日以降問題解決に至るまでの間

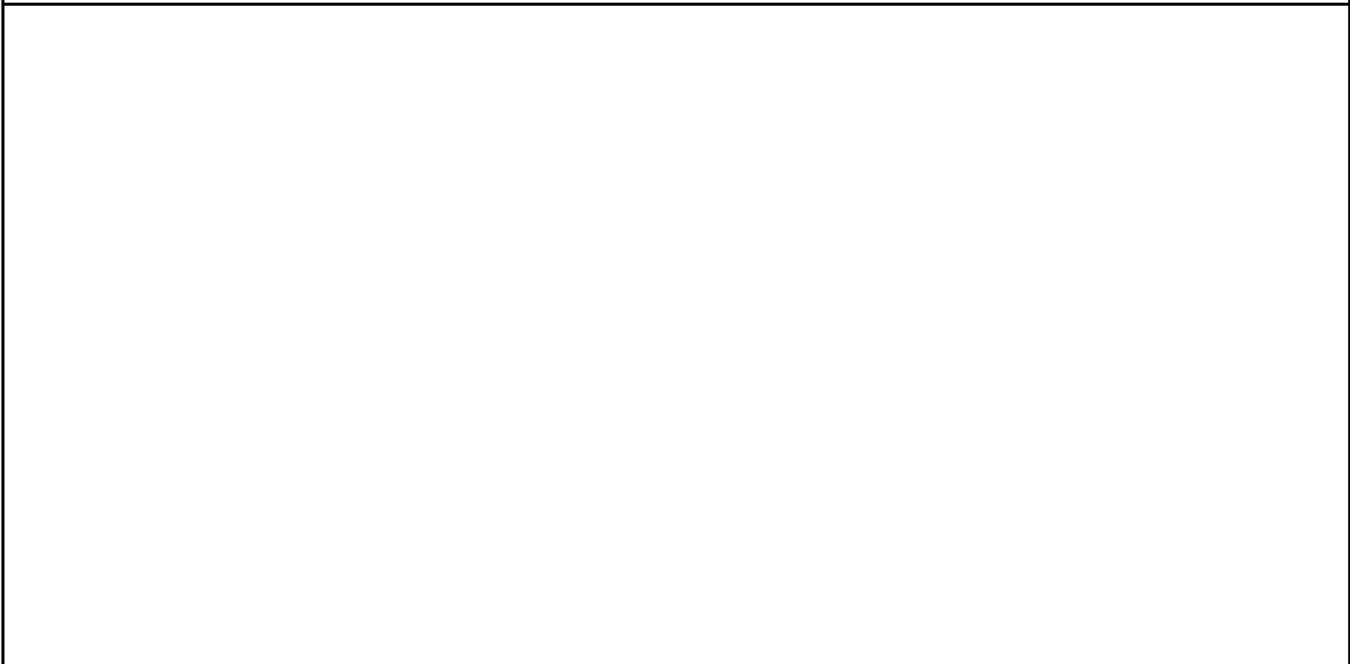
三 場所及び所在地

中野運輸株式会社本社営業所 中野区丸山一丁目二番

一 号

四 種類

事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為。(以上原文のまま掲載)



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001